

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年1月14日

石川県監査委員 徳野光春
同 盛本芳久
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

総看第330-1号
令和3年12月8日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和3年11月29日付け石監査第532-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
授業料の収入事務において、適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	総合看護専門学校	令和2年4月開始の日本学生支援機構の給付型奨学金受給者に対する授業料減免制度について、理解不十分により未納または還付が生じたことから、今後は、担当者任せとせず、担当以外の職員も徹底して理解に努め、複数職員によるチェック体制を強化することとしました。 今後、このようなことが発生しないよう十分注意し、適正な会計事務の執行に努めてまいります。

医特学第1550号
令和3年12月7日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和3年11月29日付け石監査第532-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
建物の登記事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	医王特別支援学校	指摘のありました事項につきましては、今後このようなことがないように、関係法令の習得に努めるなど指導の強化を図り、適正かつ迅速な登記事務に万全を期するよう徹底しました。

南 畜 第 843 号
令和 3 年 12 月 13 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和 3 年 11 月 29 日 付 石 監 査 第 532-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
消防用設備の不良箇所が長期間修繕されていなかった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	南部家畜保健衛生所	ウイルス検査室内の改修工事に伴い、火災報知器が長期間未設置となったことについては、今後、建物の室内改修工事を行う際には、工事の設計価格の積算項目について、消防法の専門知識を有する営繕課に確認をしたうえで実施することとしました。 今後、このようなことがないように十分注意し、適正な事務の執行に努めます。